

第18節 危険物施設等災害応急対策計画

(消防救急課、福祉医療部)

県、市町村及び関係団体は、危険物施設、高圧ガス・L P ガス及び火薬類による災害及び火災について、周辺住民等の安全を確保するため、次のような応急措置をとるものとする。

第1 危険物施設

県、消防機関及び施設の管理者は、水害・土砂災害等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

1 県及び消防機関が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

2 施設の管理者が実施する対策

- (1) 関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか市町村、県景観・環境総合センター、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

- ① 発生日時及び場所
- ② 通報者及び原因者
- ③ 下流での水道水源の有無
- ④ 現状及びその時点での対応状況
- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
- (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第2 高圧ガス・L P ガス貯蔵施設等

1 高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、水害・土砂災害等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。
また、発生した高圧ガスにかかる事故等の応援活動に関して、指定された防災事業

所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。

- (2) 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。

また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。

- (3) 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。
- (4) 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。
- (5) 関係行政機関との連携および他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

2 LPガス貯蔵施設等

LPガス事業者等は、水害・土砂災害等によるLPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

- (1) 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。
- また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。
- (2) 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。
- (3) 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

3 県の対策

県は、所轄消防本部（局）、警察署の防災機関、一般社団法人奈良県LPガス協会、奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内高圧ガス・LPガス保安関係団体と連携し、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁）へ速やかに報告するとともに、ガスの漏えい等により、火災・爆発等又はそのおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、状況に応じ、高圧ガス等関係法令に基づき、措置命令等を実施する。

第3 火薬類貯蔵施設

県、市町村及び施設等の管理者は、水害・土砂災害等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発、流出等のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。

1 事業者の応急措置

- (1) 事業者は、災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（市町村）に連絡する。
- (2) 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。
- 搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ

迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。

- (4) 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- (5) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- (6) 火薬類の流出があった場合は、関係機関と連携し回収を行う。

2 消費者の応急措置

- (1) 消費者は災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（市町村）に連絡する。
- (2) 災害により火薬類が埋没した場合は、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、作業者等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。
- (4) 火薬類の流出があった場合は、関係機関と連携し回収を行う。

3 県の対策

- (1) 県は、所轄消防(局)本部、警察等の関係防災機関と緊密な連携を図り、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省（中部近畿産業保安監督部近畿支部）、消防庁）へ速やかに報告する。
- (2) 火災・爆発等のおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。
- (3) 状況に応じ「火薬類取締法」に基づき、事業所等に対し措置命令等を実施する。
- (4) 周辺住民に対する広報・周知を行う。

4 県警察の対策

- (1) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (2) 避難誘導
- (3) 危険予防のための広報

5 消防機関（市町村）の対策

- (1) 消防活動及び被災者の救出救助
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導
- (4) 周辺住民に対する広報

第4 毒物・劇物保管施設

1 事故発生の場合の応急措置

- (1) 施設管理者
 - ① 保健所、警察及び消防署への通報
 - ② 中和剤による除毒作業
- (2) 県
 - ① 中和剤による除毒作業の指示
 - ② 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関（防災統括室、消防救急課、環境政策課、農業水産振興課、県警察本部警備第二課、市町村）との連絡調整

(3) 消防機関

- ① 被災者の救出救助

(4) 県警

- ① 立入禁止区域の設置及び交通規制
- ② 避難誘導

(5) 市町村

- ① 周辺住民に対する災害発生広報活動

第5 放射性物質保管施設

県、市町村及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- 1 関係防災機関への通報
- 2 放射線量の測定
- 3 危険区域の設定
- 4 立入禁止制限及び交通規制
- 5 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- 6 被ばく者等の救出救助
- 7 周辺住民に対する広報
- 8 その他災害の状況に応じた必要な措置

第19節 救急、救助活動計画

(消防救急課)

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

第1 救急活動

- 1 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- 2 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- 3 市町村は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- 4 県及び市町村は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

第2 救助活動

- 1 自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
- 2 市町村は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- 3 市町村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

第3 各関係機関の相互協力

市町村及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。

また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

第20節 保健医療活動計画

(福祉医療部)

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間経過に伴う被災地域の保健医療ニーズの変化に応じた対応を図る。

第1 保健医療活動

1 市町村

- (1) 市町村は、被災状況に応じて、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- (2) 市町村は、市町村の対応能力のみでは不足すると認める時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- (3) 市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (4) 市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

2 県（保健医療調整本部）

- (1) 県医療政策局長は、奈良県保健医療調整本部運営要領に基づき、災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、災害対策本部の下に保健医療調整本部（本部長：県医療政策局長）を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、被災市町村を管轄する県保健所長は、当該県保健所に地域保健医療調整本部（本部長：県保健所長）を設置する。
なお、中核市保健所である奈良市保健所においても、当該保健所の管内の被災状況に応じて必要と認めるときは、同様の機能をもつ組織を設置する。
- (2) 保健医療調整本部長は、暫時参集する職員により概ね業務ごとに班（統括班、DMAT調整班、医療支援調整班、精神保健支援班、要医療者支援班、保健支援調整班、薬務班等）を適宜編成する。
- (3) 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、保健医療活動チーム（DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班（県内医療関係団体、県内医療関係団体の属する全国組織及びその他の医療関係団体が派遣する医療救護活動を行うチームをいう。以下同じ。）、保健師等支援チーム、災害支援ナース、DHEAT（災害時健康危機

管理支援チーム)等で、保健医療活動を行うチームをいう。以下同じ。)の派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。

- (4) 保健医療調整本部は、国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。
- (5) 保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部及び中核市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。
- (6) 保健医療調整本部の運営にかかる事項は、別に「奈良県保健医療調整本部運営要領」に定める。

3 県保健所（地域保健医療調整本部）

- (1) 地域保健医療調整本部は、管内の医療機関の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。
- (2) 地域保健医療調整本部は、市町村を通じ避難所等の保健医療ニーズを把握し、保健医療調整本部に報告する。また、保健医療ニーズの把握に際し、必要に応じて保健師やDHEAT等を市町村へ派遣するなどマネジメントにかかる人員支援を行う。
- (3) 地域保健医療調整本部は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村で構成する地域災害医療対策会議を開催し、保健医療調整本部と連携して管轄地域における保健医療活動を支援及び実施する。
- (4) 保健医療調整本部は、地域における保健医療活動のマネジメント支援のために、必要に応じて他府県DHEAT等を受入れ、地域保健医療調整本部に派遣する。

4 奈良市保健所及び奈良市（市災害対策本部）との連携

保健医療調整本部は、奈良市及び奈良市保健所と連絡調整を行い、奈良市域における保健医療活動を実施するために必要な保健医療活動チームの派遣及び受援の調整を行う。

第2 医療機関への支援

1 医療情報の収集・伝達

保健医療調整本部（医療支援調整班）は、DMAT調整班及び地域保健医療調整本部と連携し、奈良県広域災害救急医療情報システムやEMIS（広域災害・救急医療情報システム）、奈良県防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、以下の内容を把握する。

- ① 医療機関の施設・設備の損壊状況及びライフラインの状況
- ② 医療機関の稼働状況（医療提供能力、入院患者の状態、患者受入の可否）
- ③ 必要とされる支援の内容

また、奈良県広域災害救急医療情報システムやEMIS等により把握した情報を発信し、保健医療活動に必要な情報の提供に努める。

2 入院患者の移送・病院避難

保健医療調整本部は、医療機関の施設及び設備の被災状況から、入院患者の移送また

は病院避難が必要と認められる場合は、当該医療機関及び受け入れが可能な後方医療機関と連絡調整を行い、災害対策本部を通じ自衛隊、警察、その他の機関に協力を要請するとともに、DMATや医療救護班等による医療支援を投入し、入院患者等の移送支援を行う。

3 医療人材及び医療資機材の支援

保健医療調整本部は、医療機関の状況をふまえ、医療人材や医薬品等の医療資機材の支援が必要と認められる場合は、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社奈良県支部等の医療団体と調整を行い、医療機関が必要とする保健医療活動チームの派遣や医療資機材の提供を行う。

なお、医薬品等の医療資機材の提供体制については、本節第8で示すところによる。

4 医療機関へのライフラインの確保

保健医療調整本部は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料（重油、軽油）等のライフラインの復旧、確保について、優先的な措置が行われるよう災害対策本部を通じ自衛隊や市町村、その他関係する事業者等に要請する。

第3 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の支援

県及び市町村は、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者対策として次の活動を行う。

1 人工透析患者への支援

（1）情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

（2）医療支援

保健医療調整本部は、透析施設に優先的に水が供給されるよう自衛隊や市町村に協力を要請するとともに、本節第8に示す医薬品等の供給体制により医薬品等の供給を行う。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、管内市町村、透析患者団体及び透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。

2 人工呼吸器等使用者への支援

（1）情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、管内市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等を通じ、医療依存度の高い人工呼吸器や吸引器などを使用している在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、市町村、医療機関及び医療機器取扱事業者等と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、医療機器取扱事業者に対し、人工呼吸器等の故障の際に迅速に対応するよう協力を要請する。また、対応可能な医療機関の情報を提供するとともに、必要に応じて消防機関等への支援要請並びにDMAT、医療救護班による医療支援を行い、避難誘導または後方医療機関へ搬送する。

地域保健医療調整本部は、管内市町村、関係医療団体及び人工呼吸器等使用者に対し、受入可能な医療機関等の情報を提供する。

3 その他の要継続的医療支援者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、本節第3の1～3以外に特殊な医療支援が必要な要継続的医療支援者、または継続的に服薬が必要な慢性疾患患者（以下、「その他の要継続的医療支援者等」という。）について、管内市町村及び関係医療団体等を通じ、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及びその他の要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約し、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。また、他部局との連携が必要と考えられる場合は、情報共有を図るとともに、必要に応じて連携体制を確立する。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、医療機関、医療救護所等に対し、必要な医薬品や医療機器等が優先的に供給されるよう関係団体に要請する。また、必要に応じて消防機関や災害対策本部と調整し、対応可能な医療機関までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。

地域保健医療調整本部は、市町村、医療機関及びその他の要継続的医療支援者等に対し、対応可能な医療機関や支援体制等の必要な情報を提供する。

第4 小児・周産期領域の患者への支援

(1) 情報の収集及び把握

地域保健医療調整本部は、管内市町村及び医療機関等を通じ、県内の産科施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況等の把握に努める。

保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部を通じて収集した情報を集約するとともに、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、EMISの活用等により医療情報の収集を行い、医療提供体制の整備に必要な支援の調整を行う。

(2) 医療支援

保健医療調整本部は、周産期災害医療コーディネーターの支援のもと、必要に応じて搬送調整及び消防機関や災害対策本部と調整し、搬送先までの移動手段の確保を行う。地域保健医療調整本部は、管内市町村に対し、産科施設の稼働状況等の情報を提供する。

第5 DMAT及び医療救護班の活動

1 DMATの派遣調整

- (1) 保健医療調整本部は、奈良DMATの出動が想定される場合は、保健医療調整本部内にDMAT調整班を設置する。
- (2) DMAT調整班は、独自の情報収集や、市町村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMATの出動が必要と判断した場合、災害拠点病院・DMAT指定病院に派遣要請を行う。
- (3) 県は、DMAT活動の調整にあたっては、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、災害医療コーディネーターと調整を図る。

※災害医療コーディネーター：災害時に県や保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に支援し、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行う者。災害急性期においては、DMATの迅速かつ的確な出動と活動を支援するとともに、災害急性期の医療施策等に関する助言を行う。

- (4) DMAT調整班は、災害規模に応じて必要と判断した場合、厚生労働省に他府県DMATの派遣を要請する。
- (5) 他府県DMATを要請した場合、DMAT調整班は、必要に応じて災害対策本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からDMATの参集拠点を指定する。
- (6) DMAT調整班は、被災状況とDMAT参集状況を把握し、DMATの派遣、調整を行う。
- (7) DMAT調整班は、原則として災害発生後急性期までの間に設置されるものとし、DMATの活動・受援にかかる業務の縮小にあわせ、保健医療調整本部医療支援調整班に統合されるものとする。

2 医療救護班の派遣調整

- (1) 保健医療調整本部は、医療救護班の活動が想定される場合は、保健医療調整本部内に医療支援調整班を編制する。保健医療調整本部（医療支援調整班）は、医療救護班の活動にかかる調整を行い、県内被災地外の県内医療機関等における医療救護班の編制及び派遣先の調整を行う。
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、市町村や医療機関等から医療救護班の派遣要請があったとき又は被災状況に応じて医療救護班の派遣が必要と認めるときは、速やかに医療救護班の派遣調整を行う。
- (3) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に対し、医療救護班の派遣要請等の調整を行う。

3 県医療救護班の活動場所及び活動内容

保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、保健医療調整班を編制する。

- (1) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
- ① 負傷者の重症度判定（トリアージ）
 - ② 負傷者に対する応急処置
 - ③ 入院患者の移送及び病院避難の支援
 - ④ 死亡の確認
 - ⑤ 遺体の検案等の協力（状況に応じて）
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。
- ① 軽症患者に対する医療提供
 - ② 被災地の巡回診療
 - ③ D P A T、保健師チーム等との連携
 - ④ その他、必要に応じた医療提供

第6 保健医療活動にかかる受援体制の整備

保健医療調整本部は、県外から保健医療活動チームの支援を受け入れるにあたり、下記に示す派遣調整を行い、受援体制の整備を図る。

1 D M A T

- (1) 他府県D M A Tを要請した場合、D M A T調整班は、必要に応じて、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、原則として広域防災活動拠点の中からD M A Tの参集拠点を指定する。
- (2) D M A T調整班は、被災状況とD M A T参集状況を把握し、D M A Tの派遣調整を行う。

2 医療救護班

- (1) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、医療救護班を適切に配置するため、本部内に保健医療調整班を編成し、県内医療関係機関等の情報を収集・整理するとともに、医療救護班の調整にかかる連絡体制を確立する。
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、県内の医療提供体制のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて、国、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき全国知事会、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等に医療救護班の派遣要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、参集拠点を確保するとともに、受援した医療救護班のチーム数、人員等を把握し、県内の医療提供状況について収集・分析した情報を基に支援を必要とする県内医療関係機関等への派遣にかかる要請を行

う。

- (4) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、県の医療救護活動の窓口として国、全国知事会、近隣府県、その他の公共団体、医療団体及び日本赤十字社等との連絡調整を行う。また、活動中の医療救護班に対して情報提供及び医療資機材等の必要な支援を行う。

3 DHEAT

- (1) 保健医療調整本部（統括班）は、地域保健医療調整本部及び市町村の避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、必要に応じて国に対しDHEATの派遣要請を行う。
- (2) 保健医療調整本部（統括班）は、DHEATを地域保健医療調整本部及び被災地市町村に重点的に派遣し、保健医療活動に関わるマネジメント業務を支援することで、被災地域における健康危機管理体制の速やかな整備と維持が行われるよう努める。

4 保健師

- (1) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部を通じて、保健師の派遣調整のための情報収集、整理を行い、収集した情報を基に支援を必要とする市町村に適切に派遣できるよう調整を図る。
- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、県内の保健師の派遣のみで対応が困難であると判断した場合等、必要に応じて、隣接県や災害時相互応援協定を結ぶ府県に保健師等支援チームの派遣要請を行う。また、全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援班の派遣要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、応援・派遣保健師等の受け入れに関する方針を策定し、派遣計画に基づき県内被災地に派遣調整を行う。

なお、市町村からの要請に基づく応援・派遣の調整については、本節第9で示すところによる。

5 DPAT

- (1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県DPAT調整本部を設置する。
- (2) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合等、必要に応じて厚生労働省（DPAT事務局）に対してDPATの派遣を要請する。
- (3) 他府県DPATを要請した場合、県DPAT調整本部は、県保健医療調整本部や厚生労働省と調整の上、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。
- (4) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況とDPATの参集状況を把握し、DPATの活動地域（派遣先）を割り当てる。

第7 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送

1 後方医療体制の整備

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域からの傷病者搬送及び被災地域の医療施設からの入院患者の移送等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。その際、保健医療調整本部は、各医療機関が医療救護活動を円滑に実施することができるように必要な支援を行う。

保健医療調整本部は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、近隣府県に対しての傷病者の受入れ等、支援要請を行う。

2 傷病者の搬送

保健医療調整本部及び保健医療活動チームは、救護措置を行った者について、後方医療機関への収容及び広域医療搬送が必要と判断した場合は、状況に応じて以下のとおり対応する。

- (1) 保健医療活動チームは、県又は市町村の要請若しくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。
- (2) 保健医療調整本部（医療支援調整班）は、後方医療機関への搬送にあたり、各医療機関における受診状況を収集し、積極的に情報提供及び調整を行うことで、特定の医療機関に受診者が集中することのないよう努める。
- (3) 保健医療調整本部は、広域医療搬送が必要と認められるときは、国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域医療搬送の受入れを要請する。

また、保健医療調整本部（DMAT調整班）は、県内医療機関での対応が困難になった場合等、必要に応じて広域医療搬送を行うための拠点（SCU：ステージングケアユニット）を広域防災活動拠点等に設置する。

広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部（DMAT調整班）を通じて行う。また、必要に応じて保健医療調整本部も医療関係団体等と調整を行う。

- (4) 保健医療調整本部は、施設・設備への被害により業務継続が困難となった医療機関の在院患者等の搬送について、必要に応じ消防機関、自衛隊等に対して協力を要請し、搬送の円滑な実施に努める。
- (5) 重篤患者の搬送については、必要に応じて奈良県ドクターヘリ、関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）又は和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、三重県のドクターヘリに支援を要請する。広域医療搬送の調整については、原則として保健医療調整本部（DMAT調整班）を通じて行う。
- (6) 広域医療搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運行を要請する。消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターによる搬送を要請する。

(7) 保健医療調整本部は、搬送に際して可能な限りDMAT、医療救護班等による支援のもと搬送が行われるよう調整する。

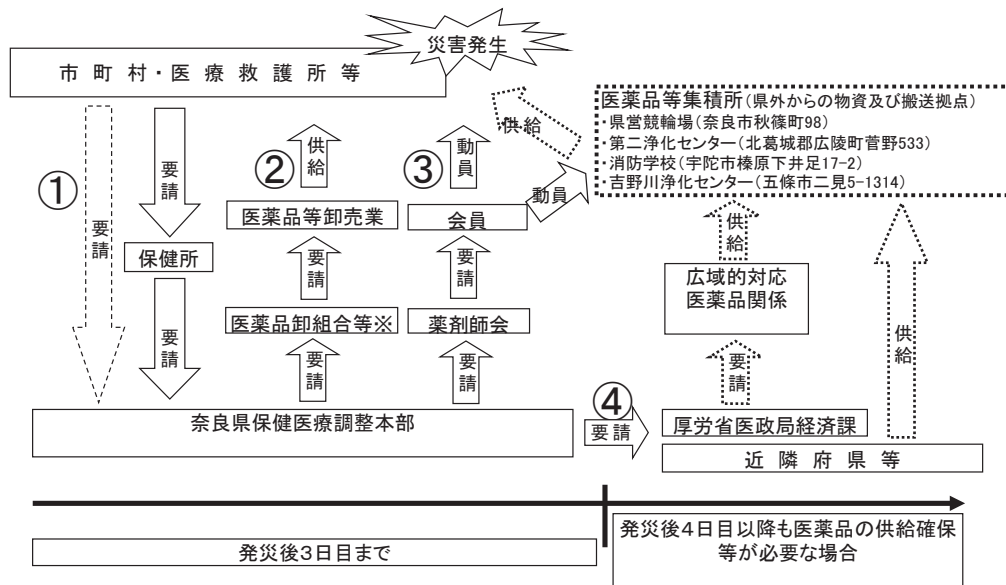
第8 災害時における医薬品等の供給体制

保健医療調整本部は、医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、保健医療調整本部内に薬務班を編制する。薬務班は、保健医療調整本部が把握した保健医療ニーズから医薬品等に関する情報を集約・調整する。加えて、市町村及び医療救護所等に派遣されている薬剤師班（県薬剤師会）を通して医薬品供給状況等の把握を行う。

薬務班は、下記1～3に示すもののほか、「災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル」等を参考に活動する。

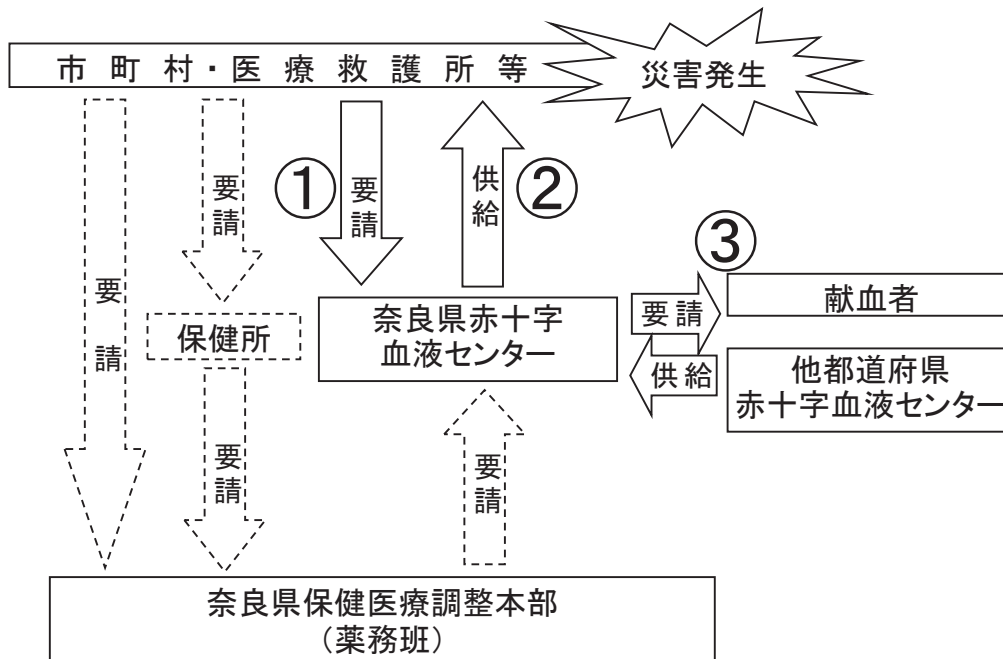
1 医薬品等の要請・供給フロー

(1) 医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬等



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部、近畿臨床検査薬卸連合会

(2) 血液製剤



2 災害時における関係者の役割分担

① 市町村

市町村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。

なお、保健医療調整本部（薬務班）は、市町村への支援にあたり、医療用の消毒薬等については、医薬品等の要請・供給フローにしたがって支援を行うが、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、本章第23節第1の3に基づき支援を行うよう災害対策本部救援物資班に要請する。

② 県

(ア) 保健医療調整本部（薬務班）は、あらかじめ定めた広域防災拠点のうち、災害発生場所に最も近い活動拠点を医薬品等集積場所として指定する。集積場所における医薬品等の管理監督は保健医療調整本部が直接行うこととし、搬入・搬出・在庫管理等の作業は、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき薬剤師会から派遣された薬剤師が行う。

(イ) 保健医療調整本部（薬務班）は、保健医療活動チーム及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会、近畿臨床検査薬卸連合会（以下「医薬品卸組合等」という。）に供給等の協力を要請する。

(ウ) 保健医療調整本部（薬務班）は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき近隣府県に支援を要請する。

③ 関係団体

医薬品卸組合等は、保健医療調整本部（薬務班）から「災害時における医薬品

等の供給に関する協定書」、「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」又は「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づく医薬品等の供給要請があったときは、組合員等に対し、医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。

④ 奈良県薬剤師会

(ア) 奈良県薬剤師会は、指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的医療救護活動に協力する。

(イ) 奈良県薬剤師会は、保健医療調整本部（薬務班）から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。

(ウ) 薬剤師班は、原則として医療救護所等における服薬指導、医薬品の管理等及び医薬品等集積所における医薬品の管理等に従事する。

⑤ 奈良県赤十字血液センター

(ア) 奈良県赤十字血液センターは、医療救護所等から血液製剤の供給を要請されたときは、早急に供給する。

(イ) 奈良県赤十字血液センターは、災害発生後、速やかに血液製剤の確保を図るため、被害の軽微な地域に献血班を出動させ、県民からの献血を受ける。

なお不足する場合は、他都道府県日赤支部（血液センター）に応援を要請する。

⑥ 県保健所

地域保健医療調整本部は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。

第9 保健師等による健康管理に関する活動

保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）は、地域住民の健康状態や生活状態を分析し、健康課題の予防と対策のために、環境整備や保健指導、健康相談、健康教育等を行う。保健師の保健活動にあたっては「奈良県災害時保健活動マニュアル」を参考にする。

1 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

市町村は、要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

地域保健医療調整本部は、支援方法を検討するため、速やかに被災市町村に入る等、被災状況や活動状況等の情報収集を行う。

保健医療調整本部は、保健活動にかかる総合調整を行うため、保健医療調整本部内に保健支援調整班を編成する。保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部が収集した被災に関連する情報を集約するとともに、市町村に必要な情報を速やかに提供し、支援方針を決定する。

2 市町村からの要請に基づく派遣調整

(1) 市町村は、必要に応じて保健医療調整本部（保健支援調整班）へ保健師等の派遣要請を行う。

- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、地域保健医療調整本部と連携し、市町村の派遣要請若しくは自ら保健師等の派遣が必要と判断した場合、人材派遣計画を立て、県内被災地外の市町村に保健師等派遣の要請を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、県内応援のみでは対応が困難な場合等、必要に応じて隣接県や近県ブロックエリア等（災害協定県を含む）に保健師等派遣の要請を行う。
- (4) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、災害規模や質に応じて全国規模の派遣要請が必要であると判断した場合、内閣府、厚生労働省に保健師支援チームの派遣要請を行う。
- (5) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、応援・派遣保健師等の受け入れ方針を策定し、派遣調整・見直し等受け入れ体制の整備を行う。

3 避難所での保健活動

- (1) 市町村は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。
 - ① 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
 - ② 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
 - ③ 市町村は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。
- (2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチーム（以下、「保健師等支援チーム」という。）は、避難所における環境整備や健康管理が円滑に行われるよう避難者の心身の健康の保持への対策を講じ、加えて要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

4 在宅被災者等への支援体制の整備

- (1) 市町村は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。
 - ① 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
 - ② 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
 - ③ 市町村は、在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。
- (2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防にむけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

5 市町村への支援

- (1) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、必要に応じ被災直後に被災市町村に対し、被災状況の把握、被災者の心身の健康状態の把握、他機関との調整及び健康管理に関するマネジメント業務等を支援するため、保健師等支援チームを派遣する。
- (2) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、保健所保健医療対策本部と連携して、市町村が把握した高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の情報を確認し、保健師等支援チームによる必要な支援を行う。
- (3) 保健医療調整本部（保健支援調整班）は、避難所の環境整備や健康管理が円滑に行われるよう県内被災地以外の市町村と連携し、保健師等支援チームを編成し、派遣する。

6 関係機関との連携、地域づくり

保健医療調整本部は、市町村及び医療・福祉・介護等の関係機関とのネットワークの構築や社会資源としてのソーシャルキャピタルを活用し、地域に密着した公衆衛生活動を行う。

第10 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

保健医療調整本部（精神保健支援班）、精神保健福祉センター、地域保健医療調整本部、市町村等は、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1 安否確認等

地域保健医療調整本部及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2 精神科病院等の被害状況の把握

保健医療調整本部（精神保健支援班）は、精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。入転院が必要な場合の患者搬送は、被災病院及び受入病院が協力して実施する。

3 DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣

- (1) 保健医療調整本部は、DPATの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県DPAT調整本部を設置する。
- (2) 県DPAT調整本部は、精神保健医療に関する被災状況により、県外からのDPATの応援が必要と判断した場合、厚生労働省（DPAT事務局）に対してDPATの派遣を要請する。
- (3) 派遣要請に応じて参集したDPATは、入転院が必要な患者の搬送を補助する。
- (4) 県DPAT調整本部は、必要に応じて被災地域の保健所管内にDPAT活動拠点本部を設置する。
- (5) 地域保健医療調整本部は、避難所の状況や他の保健医療活動チームの活動状況等を把握し、被災地域でのDPATの活動が円滑に行われるよう、現地コーディネーターの役割を果たす。

4 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

市町村は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

5 相談支援等

保健師等支援チームは、D P A T等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、子ども等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。

精神保健福祉センターは、専門職団体等の協力を得て、「こころのホットライン」による電話相談を実施する。

6 情報収集・発信

保健医療調整本部（精神保健支援班）及び精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ地域保健医療調整本部及び市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。

第11 医療関係機関・団体への協力要請

1 災害拠点病院・DMA T指定病院

県内の災害拠点病院及びDMA T指定病院は、被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたる。

2 日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断又は保健医療調整本部の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。

また、必要に応じて、保健医療調整本部に日本赤十字社奈良県支部日赤災害医療コーディネートチームを派遣する。

3 県医師会

県医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の地区医師会、病院等により医療救護班（J M A T）を編成し、医療救護活動を行う。

4 県病院協会

保健医療調整本部は、後方医療体制の整備のため、県病院協会に対して被災地から移送される傷病者及び被災医療機関等から移送される患者を可能な限り受け入れ、治療にあたるよう要請する。

また、県病院協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の病院等により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

5 県精神科病院協会

保健医療調整本部は、災害精神医療に対応できる医療連携体制の構築について、県精神科病院協会に対して協力要請を行う。

県精神科病院協会は、保健医療調整本部の要請に基づき、被災地外の精神科病院等によりD P A Tを編成し、災害精神医療活動を行う。

6 県歯科医師会

県歯科医師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、歯科医療救護活動を行う。

7 県薬剤師会

県薬剤師会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等により医療救護班を編成し、服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管理等の活動を行う。

8 県看護協会

県看護協会は、保健医療調整本部の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、災害支援ナース等を医療機関、医療救護所及び避難所等に派遣し、保健医療活動を行う。

9 県柔道整復師会

県柔道整復師会は、保健医療調整本部の要請及び「在外時における保健医療活動に関する協定」に基づき、柔道整復師班を編成し、医療救護所における柔道整復術の実施等の活動を行う。

10 医薬品卸組合等

県医薬品卸協同組合は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医薬品の供給等を行う。

県製薬協同組合は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、被災地等における医薬品等の供給を行う。

大阪医療機器協会は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療機器等の供給等を行う。

日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な医療用ガス等の供給等を行う。

近畿臨床検査薬卸連合会は、保健医療調整本部（薬務班）の要請及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づき、保健医療活動に必要な臨床検査薬等の供給等を行う。

第21節 緊急輸送計画

(防災統括室)

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

第1 計画の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- ② 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ③ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- ⑥ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- ⑦ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ⑧ 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

(2) 第2段階

- ① 上記1の続行
- ② 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ③ 傷病者及び被災者の被災外との輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

(3) 第3段階

- ① 上記2の続行
- ② 災害応急対策に必要な要因及び物資

第2 輸送力の確保

1 市町村及び防災関係機関の措置

- (1) 市町村等は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市町村等が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。
 - ① 輸送区間及び借上期間
 - ② 輸送人員又は輸送量
 - ③ 車両等の種類及び台数
 - ④ 集結場所及び日時
 - ⑤ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
 - ⑥ その他必要事項

2 県の措置

- (1) 市町村等から輸送手段の確保について、県に要請があった場合、又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。
- (2) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は法第71条及び災害救助法第7条から第10条に基づく従事命令を発し緊急輸送に必要な車両等を確保する。
- (3) 知事は、緊急輸送に必要な関係団体と、あらかじめ協定を締結し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。また、関係団体の意向を踏まえつつ、十分に調整を図る。
この場合関係団体とは、奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会、奈良県倉庫協会等とする。

3 近畿運輸局の措置

近畿運輸局は、緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者等の関係輸送機関に対し、運送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の斡旋を行う。

4 奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会等の措置

奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会及び奈良県バス協会等は、各加入会社の車両台数の実態を把握しておき、被災者移送又は物資の輸送が生じた場合は、県との協定に基づき、貨物自動車、乗用車及び乗合自動車の供給に協力する。

5 西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の措置

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社は、県の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第3 緊急輸送体制の確立

1 広域防災拠点の確保及び活用

県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第17節 防災体制の整備計画」参照）

- (1) 県営競輪場
- (2) 第二浄化センター
- (3) 消防学校
- (4) 吉野川浄化センター

更に、大規模広域防災拠点の整備を図る。

2 緊急輸送道路の確保

道路は、災害においては消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える施設であるため、円滑に機能することが必要である。

また、速やかに復旧活動を行い、二次災害を最小限に食い止めるためにも、交通路の確保が重要である。

(「第2章第14節 緊急輸送道路の整備計画」参照)

3 航空輸送の確保

- (1) 緊急輸送及び陸上交通の途絶等による孤立地帯への輸送は航空機(ヘリコプター)による。

そのため、県は県消防防災ヘリコプター、県警のヘリコプター、自衛隊のヘリコプター、他府県の消防防災ヘリコプター、他府県警のヘリコプター、海上保安庁の航空機、日本赤十字社飛行隊、民間航空会社のヘリコプター等の派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、基本的に奈良県ヘリポートを基地とし、各広域防災拠点及び災害活動用緊急ヘリポートと孤立地帯との航空輸送の任にあたる。

- (2) 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び市町村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。

(「第3章第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照)

第22節 災害警備、交通規制計画

(警察本部)

県警察は、災害時の初動体制を確立し、迅速・的確な災害警備活動を行う。
また、交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

第1 災害警備

1 警備方針等

県警察は、奈良県下に暴風、大雨、洪水等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、迅速かつ的確な警察活動を行う。

災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに、次に定める活動を行う。

- (1) 気象情報等の収集及び伝達
- (2) 被害の実態把握
- (3) 河川、ため池その他の危険箇所の警戒
- (4) 住民に対する避難の指示及び誘導
- (5) 人命の救助及び行方不明者の搜索
- (6) 死体の調査等及び検視
- (7) 被災地及びその周辺の交通規制
- (8) 災害に関する広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
- (10) 警察庁等への援助要求

2 警備体制

県警察は、次の警備体制の区分に従って災害時における災害警備活動を行う。

(1) 甲号体制

暴風、大雨、洪水等により、県内で大規模な被害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合にとる体制をいう。

(2) 乙号体制

県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表され、相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。

(3) 丙号体制

県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表され、災害発生のおそれはあるが、発生までには相当の時間的余裕があると認められる場合にとる体制をいう。

(4) 支援体制

暴風、大雨、洪水等により、他の都道府県で大規模な被害が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。

3 警備本部等の設置

(1) 県警察本部

① 甲号体制

県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき全警察力を挙げて災害警備活動を行う。

② 乙号体制

県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき警察力を挙げて災害警備活動を行う。

③ 丙号体制

県警察本部警備第二課に災害警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。

(2) 警察署

県警察本部の設置区分に基づき、甲号体制又は乙号体制発令時は警察署災害警備本部を、丙号体制発令時は警察署災害警備連絡室をそれぞれ設置し災害警備活動を行う。

(3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置

① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合

甲号体制に準ずる災害警備本部を設置する。

② 支援活動を実施する必要がある場合

乙号体制に準ずる災害警備本部を設置する。

③ 支援活動を実施することが予想される場合

丙号体制に準ずる災害警備連絡室を設置する。

第2 交通規制及び緊急通行車両等

災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等は、この計画の定めるところによる。

1 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所及び回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとらなければならない。

2 被災地及びその周辺における交通規制

(1) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、道路管理者は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止し、制限する。

(2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条1項、第5条1項、第6条4項）

災害時において、公安委員会、警察署長、高速道路交通警察隊長及び警察官は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法76条、76条の3関係）

公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が

発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。(以下「通行禁止区域等」という。)

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両等の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。

なお、通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両の、消防吏員は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

(4) 広報

公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内にある者に対し周知徹底するよう努める。

(5) 関係公安委員会への通知

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合は関係公安委員会に必要な事項を通知する。

(6) 交通情報の収集

交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、道路交通情報の収集に当たり、全般的な交通状況の実態把握に努める。

(7) 交通管制の機能確保措置

大規模災害時に道路交通施設等について緊急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

① 信号機用非常電源装置の整備及び点検の実施

② 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保

(8) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

① 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア)道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ)区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

3 緊急輸送路を確保するための警備員の出動要請

- (1) 県警察本部長は、緊急輸送路を確保する場合において交通整理要員等が不足すると認めるときは、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人奈良県警備業協会に対して警備員の出動を要請する。
 - (2) 出動した警備員は、緊急輸送路の各交差点等において交通誘導を行うものとし、管轄する警察署長は、当該警備員が所属する警備業者に対し、交通誘導方法等にかかる具体的な指示を行う。
- (資料編「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」参照)

4 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

- (1) 公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。
- (2) 緊急通行車両に該当する車両は、別記様式第4「緊急通行車両等確認申出書」に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明資料とともに交通部交通規制課（以下、「交通規制課」という。）、警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所において申請し、災害対策基本法施行規則に定める「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。
- (3) 県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出をする。

5 緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

次の①及び②のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

- ① 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行う車両
 - (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
 - (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - (キ) 犯罪の予防、交通の規則その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (ケ) その他の災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用さ

れる車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 事前届出の申請手続き

① 申請者

緊急通行又は緊急輸送に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

② 申請先

事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前届出については交通規制課でも可）

③ 申請書類等

(ア)別記様式第1「緊急通行車両等事前届出書」2通

(イ)指定行政機関等が所有する車両以外の車両にあっては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両等事前届出済証」を申請者に交付する。

(4) 災害発生時の措置

交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両確認証明書」及び別記様式「標章」の交付を受ける。

6 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

(1) 公安委員会が災害対策基本法に基づく通行の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」を交付する。

規制除外車両の確認及び「標章」の交付は、公安委員会又は知事が行う。

(2) 規制除外車両に該当する車両は、別記様式第10「規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載のうえ、規制除外車両であることの疎明書類とともに交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）又は交通検問所に申請し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

(3) 県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

7 規制除外車両の事前届出・確認・手続

公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

① 医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両

② 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

- ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (2) 事前届出の申請手続き
- ① 申請者
規制除外に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）
 - ② 申請先
事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前提出については交通規制課でも可）
 - ③ 申請書類等
 - (ア)別記様式第6「規制除外車両事前届出書」2通
 - (イ)医療、医療機関等の使用する車両にあつては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認出来る書類
 - (ウ)医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあつては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類
 - (エ)患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）にあつては、車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
 - (オ)建設用重機又は道路啓開作業用車両にあつては、車検証及び車両の写真
 - (カ)重機輸送用車両にあつては、車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真（建設用重機を積載した状況を撮影したものに限る。）
- (3) 規制除外車両事前届出済証の交付
- 審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、別記様式第6「規制除外車両事前届出済証」を申請者に交付する。
- (4) 災害発生時の措置
- 交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所において別記様式第6「規制除外車両事前届出済証」を提示し、別記様式第9「規制除外車両確認証明書」及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

別記様式第4（第4関係）

地震防災 災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等確認申出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申出者住所 （電話） 氏 名 ㊞	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあ っては、輸送人員又 は品名）	
使 用 者	住 所 電話（ ） ー
	氏 名
出 発 地	
（注） この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付 してください。	

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1（第2関係）

災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用		災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用		第 号	
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証			
奈良県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する			
奈良県公安委員会 殿		年 月 日		年 月 日	
届出者住所 (電話) 氏名		氏名		奈良県公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号		(注)		1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。	
使用者		住 所		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。	
氏 名		() 局 番		(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。	
出 発 地				(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。	
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。				(3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9（第6関係）

第 号 年 月 日 規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書 奈良県公安委員会 			
番号標に表示 されている番号			
車 両 の 用 途			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

別記様式第 10（第 7 関係）

災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用		規制除外車両確認申出書	年 月 日
奈良県公安委員会 殿		申出者住所 (電話) 氏 名	印
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
車両の用途(緊急輸 送を行う車両にあ っては、輸送人員又 は品名)			
使 用 者	住 所	電話 () ー	
	氏 名		
出 発 地			
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。			

備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6（第5関係）

災害 応急対策用 原子力災害		災害 応急対策用 原子力災害		第 号
国民保護措置用		国民保護措置用		
規制除外車両事前届出書		規制除外車両事前届出済証		
奈良県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		
奈良県公安委員会 殿		年 月 日		
届出者住所 (電話) 氏名		奈良県公安委員会		印
番号標に表示 されている番号		(注)		
車両の用途(緊急輸 送を行う車両にあ っては、輸送人員又 は品名)		1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態 等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規 制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規 制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の 手続を受けてください。		
住 所		2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署 又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けて ください。		
氏 名		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。		
出 発 地		(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。		
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の 内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警 察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本 部(交通規制課)に提出することができます。		(2) 規制除外車両が廃車となったとき。		
備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。		(3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。				

第23節 食料、生活必需品の供給計画

(防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部、日本赤十字社)

各災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下「物資」という）の供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

第1 県、市町村、住民の役割分担

- 1 住民は、「食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた食料を使用する。
また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。
- 2 市町村は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、市町村は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- 3 県は、市町村からの要請に応じ、または被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、被災市町村へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

第2 物資の調達・供給状況の報告等

県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。なお、情報交換に当たっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

- 1 市町村は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- 2 市町村は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。
- 3 県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、被災市町村の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

第3 物資の供給

災害発生時において、県及び市町村が行う物資の供給は、次により行う。

- 1 市町村は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。
その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。
 - (2) 把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
 - (3) 輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
 - (4) 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
 - (5) その他、物資の供給に必要なことを定める。
- 2 県は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、倉庫協会、トラック協会と連携し救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、その環境及び体制を整備する。
- その方法は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 物資の供給の方法及び体制等を決定する。
 - (2) 近畿府県間等の応援協定に基づく、応援実施方法等を決定する。
 - (3) 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
 - (4) その他、物資の供給に必要なことを定める。

第4 食糧（米穀）の供給

市町村は、食糧の備蓄を行うか又は災害時における米穀販売業者等からの調達・供給体制を整える等により、当面必要な供給量を確保し、被災者等に対し供給を行うものとする。また、市町村は、供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制を整備しておくものとする。

県は、市町村から要請があった場合又は災害の状況により必要と認める場合は、県内の主たる米穀販売業者等に対して精米の供給を依頼し調達するものとする。

また、災害救助法又は国民保護法が適用された災害においての供給について、県は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長に災害救助用米穀等の直接売却を要請し、市町村に供給する。

市町村は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。この連絡を行った市町村長は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。

第5 救援物資への対応

- 1 市町村は、市町村地域防災計画において「救援物資対応計画」等を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により以下のとおり受入・管理体制及び事務処理環境を整える。
 - (1) 市町村は、救援物資の受入場所として、輸送拠点を指定する。
 - (2) 市町村は、輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。
- 2 県は、全国から寄せられる救援物資は、受入、保管、仕分け、配送等に、多大な労力・時間・保管場所が必要となることから、その善意に配慮しつつ集積場所が混乱し

たり不要な物資が蓄積したりするなどの弊害が生じないように、個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、併せて被災住民のニーズのある物資情報の発信や市町村が行う受入・管理の支援等、次のとおり必要な援助を行う。

- (1) 県は、救援物資の受入場所として、広域防災拠点が活用できるよう、整備を図る。
また、県・市町村施設だけでなく、民間施設を活用等、被災状況に応じて柔軟に各種施設を活用する。
- (2) 県は、市町村からの要請に基づき、市町村の指定する物資拠点へ直接配送されるように調整し、又は県の指定する物資拠点を經由して配分する。
- (3) 県は、物資拠点における要員を確保し、被災状況に応じて民間施設を活用等する等して、早期に救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施する。

○資料編参照関係資料

1 食料供給計画資料（主食の調達先等）

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
- (2) 災害救助用米穀の引渡方法に係る具体的な事務手続きについて
- (3) 災害時における米穀供給の連絡先一覧表
- (4) 農林水産省農産局長緊急時連絡先

2 生活必需品等物資備蓄資料

第6 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は、内規に基づき、次の救助を行う。

1 全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）
バスタオル※	1人に対して1枚
布 団※	1人に対して1組

2 床上浸水または避難所等に避難の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）

3 死亡者の遺族 弔慰金1人20,000円

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

（資料編「医療助産計画資料：日赤奈良県支部備品等一覧表」参照）

第24節 給水計画

(水循環・森林・景観環境部、水道局)

災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

第1 実施体制

1 実施責任者

飲料水供給の実施は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の市町村の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者とする。

3 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

災害発生からの日数	一人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等 (生命維持に最小限必要)	耐震性貯水槽、 給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要)	配水幹線付近の 仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要)	配水支線上の仮 設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各 戸給水、共用栓

4 拠点給水等

(1) 市町村は、各水道施設（浄水場・配水池・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により指定避難場所、医療機関、福祉施設、学校、市町村役場等の所在を配慮した配水体系を検討する。

- (2) 給水車等の搬送が可能な状況下においては、給水拠点を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

第2 飲料水等の確保

- 1 県は、水道事業者等に対して、連絡調整を行うとともに応急用飲料水の衛生指導を行う。
- 2 市町村は、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧き水・井戸水・河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
また、給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・晒し粉・次亜塩素酸ソーダ等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
- 3 市町村及び水道事業者等は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

第3 給水方法

- 1 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。
- 2 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- 3 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。
- 4 要配慮者や高層住宅の住民に配慮した給水方法を採用する。

第4 給水応援

- 1 市町村は、必要な人員・資機材等が不足するときは、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。
 - (1) 給水を必要とする人員
 - (2) 給水を必要とする期間及び給水量
 - (3) 給水する場所
 - (4) 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
 - (5) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
 - (6) その他必要な事項
- 2 県は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊、近畿水道用水供給事業連絡会及び日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。

（資料編「給水計画資料」、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」、「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」、「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

第25節 防疫、保健衛生計画

(医療政策局、文化・教育・くらし創造部)

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

第1 防疫体制

1 実施責任者

(1) 市町村

被災地の防疫は、当該地域の市町村の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

(2) 県

県は、市町村における被害が激甚であるため、又はその機能が著しく阻害され、応援を得ても市町村が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認められるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定により適切な措置を行う。

2 防疫措置の指示命令

県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。

なお、被害激甚な市町村に対しては、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。

- (1) 感染症法第27条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
- (2) 感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
- (3) 感染症法第29条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
- (4) 感染症法第31条の規定による生活用水供給の指示
- (5) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示（市町村に実施させるのが適当な場合に限る。）

第2 食品衛生対策

1 食品衛生監視班の編成及び派遣

県は、災害時の状況に応じて、被災地域が広域に及ぶ等の理由から管轄保健所のみでは十分な対応ができないと認めるとき又は管轄保健所長から食品衛生監視員の派遣要請があったときは、食品衛生監視員を中心とした食品衛生監視班を編成し、派遣する。

派遣された食品衛生監視班は、被災地の管轄保健所長の指揮のもとに活動を行うものとする。

2 食中毒の防止

県は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の食品関係営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員等により次の事項について現地指導を徹底し、食中毒の発生を防止する。

（1）食品衛生関係営業施設の監視指導

食品関係営業施設の被害状況を把握し、停電や浸水等により腐敗、変敗した食品が供給されることがないように監視指導を行う。

（2）食品（救援物資等）の衛生指導

救援物資等食料供給基地での食品の期限表示等、保管方法に関する調査及び衛生指導を行うとともに、避難所等の食品取扱者及び食品の配布を受けた被災者等に対して、食品の取扱いに関する情報提供及び衛生指導を行う。

（3）臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の衛生指導

食品取扱者に対して衛生指導を行い、食品を介して感染する疑いのある疾病等の症状を呈している者が食品の取扱いに従事しないように指導する。

（4）飲料水（水道水）の簡易検査

停電や配水管の損傷等に伴い、水道水の消毒不足又は水道の断水が発生した場合に、消毒効果の簡易検査を行う。

3 食中毒発生時の対応

県消費生活安全課は、被災地において食中毒が発生した場合、食品衛生監視員等による食中毒調査を行い、原因究明を進めるとともに被害の拡大を防止する。なお、食品が原因と考えられる感染症が発生した場合は、県疾病対策課と連携し、感染症法の規定に基づく調査及び消毒等の指示・命令等を行い、被害の拡大を防止する。

（1）食中毒調査

① 喫食者調査

原因と考えられる食品を喫食した者を対象に、喫食状況及び症状等の疫学調査を行う。また、有症者に対して、必要に応じて検便を行う。

② 施設調査

原因と考えられる施設に対して、食品の調理、保管等の状況及び食品取扱者の健康状況を調査する。また、必要に応じて、食品検査及び食品取扱者の検便を行う。

（2）拡大防止措置

食中毒が疑われる場合には、速やかにその原因と考えられる食品の調理・供給を停止するとともに、被災者等に対して喫食しないように呼びかける。

(3) 支援要請

必要に応じて他府県に支援を要請する。

第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

1 市町村

市町村は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

2 県

県は、市町村から資機材の斡旋依頼があった場合には、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。

医薬用の消毒薬等は、本章第20節第7に示す医薬品等の要請・供給フローに従って確保・供給する。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬等については、災害対策本部救援物資班に要請し、本章第23節第1の3に基づき確保・供給する。

なお、県の対応能力のみでは十分でないとき等、必要に応じて、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等により、隣接府県に支援を要請する。

第4 ペットの災害対策

1 奈良県動物救護本部の設置

県は、奈良県動物救護本部設置要綱に基づき、「動物救護本部」を設置し、公益社団法人奈良県獣医師会、奈良市健康医療部保健所等とともに、次の事業を行う。

- (1) 被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業
- (2) 傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業
- (3) 被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業
- (4) 被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業
- (5) その他、救護本部が定めた事業

2 飼養者の責務

ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

3 特定動物の逸走対策

※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例：ワニ、クマ等)

県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

(1) 飼養者への指示

特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

(2) 飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町

村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

第5 生活衛生対策

県は、市町村が旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

第26節 遺体の火葬等計画

(文化・教育・くらし創造部、警察本部)

災害時には、遺体の搜索、収容、処理及び火葬等を実施する。また、市町村での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村及び協定を結んだ民間企業等に協力を要請する。

第1 遺体の搜索

市町村等は、遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

また、県民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市町村に提供するように努める。

第2 遺体の収容

- 1 警察は、警察に対して届出がなされた遺体又は警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体の調査等及び検視その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族または市町村）に引き渡す。
- 2 市町村は、遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時収容する場所を設置する。

第3 遺体の処理及び火葬等

- 1 市町村は、遺体の引き渡しが行われた後に遺体の処理及び火葬等を実施する。
また、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
- 2 市町村は、遺体の搜索・処理・火葬等について、市町村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - (1) 搜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
 - (2) 搜索地域
 - (3) 火葬等施設の使用可否
 - (4) 必要な搬送車両の数
 - (5) 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

第4 大規模災害発生時の県及び市町村等の連携

- 1 県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、市町村での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき、県内の他の市町村へ火葬等の受け入れを要請する。
- 2 県内市町村の火葬能力では不十分な場合には、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬等の受け入れを要請する。
- 3 県は、受け入れが認められれば、火葬場の受け入れ可能数に応じて調整を行い、被災市町村に通知する。

- 4 市町村は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。
- 5 県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会との協定に基づき、市町村で対応できない場合には、各団体に霊柩自動車等の確保及び遺体の搬送等の協力を要請する。

第5 遺体の保存

県は、遺体の保存及び円滑な火葬等の実施のため、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定に基づき、市町村からの要請があれば、各団体にドライアイス及び棺等必要な資材並びに役務の提供を要請する。

第27節 廃棄物の処理及び清掃計画

(水循環・森林・景観環境部)

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

第1 がれき等の処理

浸水・倒壊家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

1 市町村

(1) 情報の収集等

がれき等の処理を計画的に実施するため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

(2) 処理方針

がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、がれき等が大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

(3) 広域支援

① 支援要請

被災市町村は、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア)災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況

(イ)支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等

(ウ)支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(エ)その他必要な事項

(オ)連絡責任者

② 支援

被災市町村を支援する市町村は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア)がれき等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）

(イ)がれき等の処理に必要な資機材等の提供

(ウ)がれき等の処理に必要な職員等の派遣

(エ)その他がれき等の処理に関し必要な行為

2 県

(1) 情報収集等

災害発生後、速やかに、県内の廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の発生状況を調査し把握する。また、被災市町村からの要請に応じて、職員を派遣し、被害状況の調査、必要な連絡調整を支援する。

がれき等の発生状況から建築物等の倒壊・損壊の被害が大きい地域およびアスベストの露出等の情報収集を行い、人命救助や障害物撤去等初動対応における従事者や周辺住民等へアスベストのばく露防止に関する注意喚起を行う。また、飛散防止の指導や環境モニタリングの実施を行う地点の優先順位の決定を行う。

(2) 広域支援

被災市町村の支援要請を受け、相互支援協定及び協力協定に基づき、県内市町村、関係団体・機関等による広域的な支援を調整する。また、アスベスト含有建築物の解体現場や避難所、仮置場等周辺で環境モニタリングを実施する。県内での処理が困難な場合には、他府県及び国に支援を要請し調整を図る。

第2 生活ごみの処理

災害の避難所等から排出される生活ごみを計画的に処理するため、県、市町村が実施する対策について定める。

1 市町村

(1) 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量などを把握し県に報告する。

(2) 処理方針

生活ごみの処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。ごみの集積場所は、冠水等による流出や飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定し、被災住民に集積場所及び収集日時の周知を行う。やむを得ず一時的な保管が必要となる場合は、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、迅速な処理を行う。

(3) 広域支援

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 1. 市町村 (3) 広域支援」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

(資料編 廃棄物処理及び清掃計画資料「一般廃棄物処理施設一覧表」、「ごみ収集資機材の保有状況」参照)

2 県

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 2. 県」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

第3 し尿処理

倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等のし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、その計画的な処理を図るため、県、市町村が実施する対策について定める。

1 市町村

(1) 情報の収集等

処理を計画的に実施するため、①し尿処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数、③倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測、④下水道等の被害状況、復旧見込みなどを把握し県に報告する。

(2) 処理方針

避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置するとともに、倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。仮設トイレの設置は、便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。状況に応じて、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図る。

(3) 広域支援

① 支援要請

被災市町村は、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(ア)災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

(イ)支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

(ウ)その他必要な事項

(エ)連絡責任者

② 支援

被災市町村を支援する市町村は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

(ア)し尿の処理（収集、運搬、処理等）

(イ)し尿の処理に必要な資機材等の提供

(ウ)し尿の処理に必要な職員等の派遣

(エ)その他し尿の処理に関し必要な行為

（資料編 廃棄物処理及び清掃計画資料「し尿収集資機材の保有状況」参照）

2 県

基本的に「第1 がれき等の処理」に同じ。

※「第1 がれき等の処理 2. 県」文中の「がれき等」を「し尿」に読み替える。

第4 廃棄物処理施設の復旧

市町村は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第5 災害廃棄物対策本部の設置

県は、災害の規模や被害の状況に応じ、大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理体制を確保するため、奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）に基づき、水循環・森林・景観環境部長を本部長とする「災害廃棄物対策本部」を設置・運営する。

第6 市町村への緊急支援要員の派遣（災害廃棄物処理緊急支援要員）

県は、平常時から「災害廃棄物処理緊急支援要員」を編成し、原則として、県が災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員に任命されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村へ派遣する。

- （1）緊急支援要員は、大規模災害発生により県に災害廃棄物対策本部が設置されたとき又は知事が必要と認めたときには、原則として、速やかに県庁廃棄物対策課に参集する。
- （2）緊急支援要員は、原則として、連続7日間を上限として、被災市町村において活動するものとする。ただし、市町村の被災状況に応じてその期間を延長もしくは短縮することがある。
- （3）緊急支援要員は次に掲げる任務に従事する。
 - ①災害廃棄物発生状況及び廃棄物処理施設被災状況等の情報収集
 - ②市町村が実施する災害廃棄物処理への支援
（仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・処理体制の構築の支援等）

第7 県による実行計画の作成・推進（広域・長期処理の対処）

災害により排出される廃棄物が広域かつ大量に発生し、その処理に長期間を要する場合、県は、被災市町村の要請を受けて、国及び他府県等に支援を要請しつつ、県内市町村、関係団体・機関等との総合調整を行いながら、廃棄物の具体的な処理方法（仮施設、仮置場等を含む）を定める実行計画を作成し、推進する。

第28節 ボランティア活動支援計画

(文化・教育・くらし創造部、関係部局)

県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

第1 災害ボランティア本部の設置

- 1 県は、県社会福祉協議会と共同してボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等ボランティア活動を支援する「奈良県災害ボランティア本部」を設置、運営する。また、奈良県災害ボランティア本部は、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携して、被災者（地）支援について市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。
- 2 市町村は、市町村社会福祉協議会と連携し、必要に応じボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、市町村災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

第2 ボランティアの受け入れ対応

- 1 市町村は、被災地のニーズ把握に努め、一般ボランティアの受け入れ対応や県へ専門技術ボランティアの派遣要請を行う。
- 2 県は、被災市町村でのニーズの把握に努め、災害対策本部及び被災市町村と調整し、専門技術ボランティアを派遣する。
- 3 県は、「奈良ボランティアネット」を活用し、災害ボランティアの受け入れ等情報発信を行う。
- 4 県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。
- 5 県及び県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3 情報収集・情報提供

- 1 県は、災害ボランティア本部及び被災市町村災害ボランティアセンター、ボランティア団体・NPO等関係機関・関係団体から、ボランティア活動に必要な各種情報（募集情報・交通規制状況等）の収集を行い、各メディアや「奈良ボランティアネット」を通じて情報提供を行う。
- 2 市町村は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、市町村災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。
- 3 県及び市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ICTやSNSの活用を図る。

第29節 災害救助法等による救助計画

(防災統括室、福祉医療部)

各災害等の発生に際し、災害救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民の保護と社会秩序の保全を図るために迅速かつ的確・適切な災害救助法の適用を行うための体制の確立を図る。

第1 救助

県は、災害により一定規模以上の被害が発生した市町村に対して災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び出産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 適用基準

県は、災害救助法第2条及び災害救助法施行令第1条の定めるところにより、自然災害等による被害が次の1から4のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めたときは、市町村を単位として適用地域を指定し救助を実施する。

- 1 住家が滅失した世帯数が、当該市町村の区域内の人口に応じ「市町村災害救助法適用基準 表1」（資料編）に定める世帯数以上であること。
- 2 県全体の住家の滅失世帯数が1, 500世帯以上であって、当該市町村の住家の滅失世帯数が「市町村災害救助法適用基準 表2」（資料編）に定める世帯数以上であること。
- 3 県全体の住家の滅失世帯数が7, 000世帯以上であって、当該市町村の被害世帯数が多数であること。又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情のある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があること。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

第3 適用手続

1 県

知事は、市町村長等から被害状況等の報告があった場合で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。

2 市町村

(1) 市町村は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し速やかに県に報告しなければならない。

(2) 報告を必要とする災害

市町村は、おおむね次に定める程度のものはすべて報告しなければならない。

- ① 災害救助法の適用基準に該当するもの
- ② その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- ③ 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- ④ 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- ⑤ その他特に報告の指示があったもの

第4 救助の実施機関

1 県

県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを公告するとともに、同法による救助を実施するにあたり、市町村を包括して広域的・総合的な事務を行い、市町村が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。

また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について市町村との意見交換を行うとともに、事務委任制度の活用に向けて検討を進める。

なお、災害救助法を適用する場合で以下の事項に該当する時は、知事は原則として、その権限に属する災害救助法上の救助事務の実施を市町村長に委任することとする。

- (1) 市町村に委任することにより、救助の迅速、的確化が図られること。
- (2) 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事項（学用品の給与等）であること。

2 市町村

市町村は、被災した住民と直接に関わっている行政体であり一次救助の実施機関として住民及び滞在者の安全を確保し、委任された救助については事務を適正に実施し報告することとする。なお、災害が突発し県の通知等を待つかまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することが出来る。

3 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町村が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町村で救助に必要な人員、物資等の確保が困難な場合には、他の市町村は、被災市町村の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び機関等は施行細則により定める。

しかしながら、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することにする。

第6 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。

但し、同法第36条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。

第30節 文教対策計画

(文化・教育・くらし創造部、教育委員会)

児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。
また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。
併せて、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

第1 児童、生徒等の安全確保

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、学校等の所在する市町村の地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

(1) 防災体制に関する内容

- ① 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
- ② 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
- ③ 家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

(2) 安全点検に関する内容

- ① 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
- ② 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
- ③ 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

(3) 防災教育の推進に関する内容

- ① 防災教育の推進及び指導計画の作成（「第2章第6節 防災教育計画」参照）
- ② 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

(4) 防災（避難）訓練の実施に関する内容

- ① 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
- ② 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）（「第2章第6節 防災教育計画」参照）
- ③ 児童・生徒等の安否確認
- ④ 児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

- (5) 緊急時の連絡体制及び情報収集
 - ① 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
 - ② 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
 - ③ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）
- (6) 学校等が避難所になった場合の対応
 - ① 学校等が所在する市町村防災部局及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
 - ② 施設開放区域の明示
 - ③ 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

第2 応急措置

1 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

- (1) 校内での応急対応
 - ① 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
 - ② 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
 - ③ 非常持ち出し品の搬出を指示
 - ④ 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。
- (2) 登下校時の応急対応
 - ① 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
 - ② 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。
下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
 - ③ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。
- (3) 学校行事（校外）における応急対応
 - ① 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。
同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
 - ② 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
 - ③ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

2 校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

- (1) 市町村立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校では、被害状況等を市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。
- (2) 県立の中学校、高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。
- (3) 私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。
- (4) 公立大学法人附属学校は、被害状況等を県公立大学法人担当課長へ報告する。

第3 応急教育

1 校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、当該教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校又は短縮授業等の応急教育を実施する。

(1) 応急教育への対応

- ① 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。

災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

- ② 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
- ③ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。
- ④ 校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、教育委員会と相談して教員の確保に努める。

(2) 児童・生徒等及び保護者への対応

- ① できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
- ② 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
- ③ 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

2 教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設または教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

3 私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

第4 児童・生徒等に対する援助

1 教科書及び学用品の給与

(1) 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書及び学用品についてその種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。

調査の結果、教科書の確保が困難な市町村に対して教科書を給与するため、特約供給所等への協力要請等必要な措置を講ずる。

また、県教育委員会は、学用品についても確保が困難な市町村に対して給与するため、調達依頼する等必要な措置を講ずる。

特別支援学校の小学部・中学部もこれに準ずる。

(2) 私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

2 授業料等の減免

県立高等学校の生徒が、災害により授業料等の免除を必要とするときは、「奈良県立学校における授業料等に関する条例」に基づき、授業料等（授業料、入学検査料、入学料）の減免の措置を講じる。

3 転出、転入の手続き

県教育委員会及び市町村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

4 児童・生徒等に対する心のケア

専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、P T S D（心的外傷後ストレス障害）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第31節 文化財災害応急対策

(文化・教育・くらし創造部)

文化財への応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないように被害の拡大を防がなければならない。応急的な復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

第1 被害状況の把握

- 1 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を速やかに、市町村または市町村教育委員会を通して県へ報告する。
なお、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は市町村または市町村教育委員会を通して、その旨を県に報告する。県は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。
- 2 県は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財については直ちに文化庁に報告する。

第2 被害状況の調査と応急措置

- 1 県は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣して被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。
- 2 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。
ただし、国指定文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施した内容を報告する。

第3 復旧対策

別表「文化財災害応急措置」により、被害状況の調査結果をもとに、県は所有者及び管理者とともに、今後の復旧計画の策定を行う。ただし国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。

第4 大規模災害における応急対策

県内において大規模な災害が発生して、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県もしくは市町村（または市町村教育委員会）は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」

に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等(以下「近隣府県等」という。)への応援を要請する。

1 事前準備

被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し、近隣府県等との十分な情報交換に努める。

- (1) 指定文化財等の目録を作成し、近隣府県等文化財所管課に送付し、災害発生前から基本データの共有をはかる。
- (2) 目録は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低1年1回とする。
- (3) 被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県等と共有する。
- (4) 被害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

2 支援要請

- (1) 災害時において、被害状況から応援を受けることが必要と判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。
- (2) 必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。
- (3) 応援に要する経費は原則として応援を受ける本県の負担とする。

3 被害状況調査

- (1) 近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当省会議を実施し、指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。
- (2) 指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。
- (3) 調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

4 復旧計画の立案・実施

被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。

文 化 財 災 害 応 急 処 置

1. 火災	1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは県の指示に従う。 2. 煤、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、県の指示に従う。 3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県の指示に従う。
2. 風水害	1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。 2. 水 損 火災の水損に準じる。 3. 崖崩れ等による建築物の傾斜 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3. 全般	被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

第3.2節 水防活動計画

(県土マネジメント部)

水防計画書の定めに基づき、水防時における必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、消防機関等の水防活動を行い、洪水等による水災の防御及びこれに因る被害の軽減を図っていく。

水防活動計画は、奈良県水防計画によるものとする。(以下、水防計画から抜粋)

第1 水防配備と出動

1 奈良県水防本部員の水防配備

水防勤務活動の完遂を期するため、次に示す配備により行う。

- (1) 奈良地方気象台から気象業務法に基づく注意報及び警報の通知を受けた場合、地震が発生した場合又は河川の水位が上昇して水防団待機水位（通報水位）を越えるなどにより災害の発生が予想され水防上警戒が必要な時は、水防配備体制をとる。
- (2) 水防配備に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発令が予想されるときは、自主的にその勤務につかなければならない。
- (3) 水防配備の実施される時期には、でき得る限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制をとるものとする。
- (4) 水防配備勤務者は、交代者と引継を完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- (5) その他の交代者は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防業務に支障を来さないようにしなければならない。常時勤務から水防配備体制への切り換えを确实迅速に行なうとともに、勤務員をして適当に交代・休養させて、長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。

2 水防管理団体（市町村）の水防配備

各水防管理団体の配備については、奈良県水防本部の配備体制に準ずるものとし、水防管理者は管下水防団（消防団）又は消防機関をして十分な水防活動を期するため、予め具体的な配備体制を確立しておくものとする。

3 水防団（消防団）又は消防機関の出動準備・出動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下水防団（消防団）又は消防機関に対し水防第1信号により出動を準備させるとともに、その旨現地指導班（所轄土木事務所）に報告する。

- ① 水防警報第2段階を受信したとき。
- ② 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達してなお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予測されるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合、直ちに管下の水防団（消防団）又は消防機関を予め定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配置につかせるとともに、その旨現地指導班（所轄土木事務所）に報告する。

- ① 水防警報第3段階を受信したとき。
- ② 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測されるとき。
- ③ 現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講ずるものとする。

(3) 現地指導班（土木事務所）の対応

上記（1）、（2）の報告を受けた現地指導班長は、水防本部に報告すること。

4 巡視及び警戒

(1) 巡視

① 水防管理団体（市町村）

水防法第9条に基づき、水防管理者は平時に2km毎に1人の基準で巡視員を設け随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、所轄土木事務所に連絡すること。

② 県水防本部現地指導班（土木事務所等）

水防管理者より水防上危険であると認められる箇所がある旨報告を受けたとき、現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、その旨を速やかに近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡しなければならない。

(2) 警戒

① 水防管理団体（市町村）

ア 水防管理者は、水防団待機水位（通報水位）に達したとき堤防、ため池、調整池、井堰、排水門・取水門等にも巡視連絡員を置き、異常を発見した場合は直ちに所轄土木事務所に報告するとともに、水防活動を開始する。

イ 水防法第22条に基づき水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求めることができる。

② 県水防本部現地指導班（土木事務所等）

ア 現地指導班長（土木事務所長）は水防管理者から前項の異常を発見した旨、報告を受けたとき、水防本部に報告するとともに、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所に連絡しなければならない。

イ 現地指導班長（土木事務所長）は気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、その状況を所轄区域内の水防管理者、量水標管理者に急報するとともに、担当員を現場に派遣して水防の指導に当たらせるものとする。

ウ 現地指導班長（土木事務所長）は、氾濫注意水位に達した河川、当該河川の工事中箇所、その他特に重要な水防箇所等については、水防管理団体の巡視連絡員に加え適時担当者を現場の巡視に当たらせるものとする。

エ 現地指導班長（土木事務所長）は、下流にある現地指導班長に氾濫注意水位（警戒水位）を通知し、下流にある現地指導班長の水防に協力する。

オ 現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講じるものとする。

第2 雨量・水位の通報

1 雨量の通報

水防本部は、管下各現地指導班長と緊密な連絡をとり、奈良県所轄の雨量を次のとおり報告させる。

（1）報告とその間隔

1時間雨量が20mm又は24時間雨量が80mmに達したとき、又は県水防本部が設置されたとき以降は1時間毎に状況を報告する。

（2）報告様式

報告は、主に奈良県河川情報システムにより行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、防災行政通信ネットワーク又は電報によって通知するものとする。

（3）注意報及び警報に資するため雨量観測資料を必要に応じ奈良地方気象台に通報する。

2 水位の通報

水防管理団体（水防の責任のある市町村及び水防（消防）事務組合）の管理者又は奈良県所属の河川水位観測者は、増水のおそれがあるときは水位の変動に注意し、以下の各項に該当する場合は、直ちに、直轄現地指導班長に報告しなければならない。（水防法第12条）

また、現地指導班長は次の報告を受けた場合は、直ちに水防本部に連絡をとるものとする。

（1）報告とその間隔

- ① 県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- ② 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- ③ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- ④ 避難判断水位に達したとき
- ⑤ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき
- ⑥ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下ったとき
- ⑦ 避難判断水位を下ったとき
- ⑧ 氾濫注意水位（警戒水位）を下ったとき
- ⑨ 水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

（2）報告様式

水位は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を主に奈良県河川情報システムで行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、防災行政通信ネットワーク又は電報にて報告するものとする。

3 情報交換の徹底

- （1）各現地指導班長は、進んで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握に

努めるとともに、管下雨量水位観測者から正確な資料を敏速に入手しなければならない。

- (2) 現地指導班長と水防管理者及び上下流現地指導班長は、相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換（洪水対応ホットライン等）に努めなければならない。
※洪水対応ホットラインとは危険水位超過時及び洪水被害等の情報を確認した時に、現地指導班長から水防管理者に対し、直接電話により情報伝達する仕組みである。
- (3) 情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう班長が担当を定めること。また、送受信は電話、FAX、防災行政通信ネットワークにて行うものとし、送受信の記録（送受信者名、送受信日時等）は必ず行うこと。
- (4) 水防管理者は、現地指導班長からの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要な情報を住民、消防署（団）、井堰・排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。
- (5) 住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加が見られた場合、住民はすみやかに、水防管理団体等水防機関に対し通報しなければならない。
- (6) 奈良県の観測結果及び近畿地方整備局の観測結果について、通報の依頼があった場合には相互に情報の交換を行うものとする。

第3 水防警報とその措置

国土交通大臣又は知事がそれぞれの指定する河川（水防警報河川）で洪水等による災害が発生するおそれがあるとき、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は知事が発表する。

1 知事の発する水防警報

(1) 対象河川（水防警報河川）（第4に記載の「2 知事が指定した河川」参照）

(2) 水防警報の発表基準

階 級	警 報 の 種 類	内 容 及 び 時 期
第1段階	待 機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準 備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の 出動準備等 に対するもので、 水防団待機水位(通報水位)を超えたとき 、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出 動	水防機関の 出動 の必要を警告して行うもので、 氾濫注意水位(警戒水位)を超えたとき 、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知
適 宜	水 位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

（但し、待機、準備の2段階は省略することができる。）

(3) 措置

① 県水防本部

現地指導班長（土木事務所長）は、各機関より通知される気象状況並びに河川の水位等を判断し、管内水防管理団体と密接な連絡を保ち、②の発表基準に示す事態となったとき、又は地震による堤防の漏水、沈下等の場合は速やかに水防警報河川に水防警報を発するとともに、県水防本部長、関係警察署長、関係交通機関等に通知しなければならない。

通知を受けた、県水防本部長は、国土交通省関係河川事務所長、関係現地指導班長、その他関係機関へ通知し、現地指導班長は関係水防管理者（市町村長）、その他関係機関へ通知すること。

② 水防管理団体

通知を受けた水防管理者は、住民、消防署（団）、ダム、井堰、排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）及びため池管理者に通知しなければならない。

また、状況に応じて水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させること。

(4) 水防警報の解除

現地指導班長（土木事務所長）は、事態の推移を判断して当該区域の水防警報を解除すること。通知処理は発表時の①、②と同系統とする。

(5) 発表様式

情報伝達様式、基準等編 3. 参照

2 国土交通大臣が発する水防警報

(1) 対象河川（水防警報河川）

国土交通大臣が水防警報を発する河川（水防警報河川）は、大和川、曾我川、佐保川、木津川、宇陀川、名張川及び吉野川（紀の川）の7河川で、発表に際しては区間を指定して行われる。（第4に記載の「1 国土交通大臣が指定した河川」参照）

(2) 水防警報の発表基準

（水防警報の発表基準は各河川とも同一で次の4段階に分かれて発表される。）

階 級	警 報 の 種 類	内 容
第 1 段 階	待 機	水防（消防）団員の足止めを行うことを目的とする。主として気象予報に基づいて行う。
第 2 段 階	準 備	水防資材の点検、水門等開閉準備、水防要員招集準備、巡視及び幹部の出動等に対するもの。主として上流の雨量に基づいて行う。
第 3 段 階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもの。上流の雨量または水位に基づいて行う。
第 4 段 階	解 除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水 防 情 報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水文状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(注) 観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

(3) 水防警報の発表時期

水防警報の発表は、各河川とも対象区間を設定し、対象区間内の基準量水標に対し各段階ごとにおおむね次の時期に発表する。

		河川名	大和川	宇陀川	名張川	吉野川 (紀の川)	木津川
		対象量 水標	番条・板東 ・保田	安部田	名張	五條	岩倉
水 防 警 報	待 機	氾濫注意水 位(警戒水 位)に達する 約3時間前	同 左 約3時間前	同 左 約3時間前	同 左 約4時間前	同左 約3時間前	
	準 備	〃 約2時間前	同 左 約2時間前	同 左 約2時間前	同 左 約3時間前	同左 約2時間前	
	出 動	〃 約1時間前	同 左 約1時間前	同 左 約1時間前	同 左 約2時間前	同左 約1時間前	
	解 除	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動を必要としなくなったとき。					
	水 位	適宜					

(注) 警報のうち「待機」と「準備」については省略することがある。

(4) 措置

① 県水防本部

国土交通省各河川事務所から通知を受けた県水防部長は、関係現地指導班長、関係水防管理者(市町村長)、奈良地方気象台長、警察本部長、自衛隊奈良地方連絡部長、関係消防本部、報道機関等へ通知し、現地指導班長は、関係警察署長、関係交通機関へ通知することとする。

② 水防管理団体

通知を受けた水防管理者は、住民、消防署(団)、ダム、井堰、排水門・取水門扉等管理者(河川占有者)及びため池管理者に通知することとする。

第4 水位周知河川における水位到達情報

1 国土交通大臣が指定した河川

知事は、国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣から氾濫危険水位(法第13条に規定される洪水特別警戒水位)到達情報の通知を受けたときは、その旨を水防管理者(市町村長)及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1) 対象河川

①国土交通大臣の指定する河川（国土交通省河川事務所長発表）

曾我川、佐保川

②伝達経路

水防警報と同様の経路で伝達する。

更に、水防法 13 条の 4 に基づき、国土交通省河川事務所より市町村へ直接通知される。

2 知事が指定した河川

知事は、自らが指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1) 対象河川

①奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）

大和川水系 18 河川 … 大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・
高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・
佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川
米川・地藏院川・岩井川・能登川

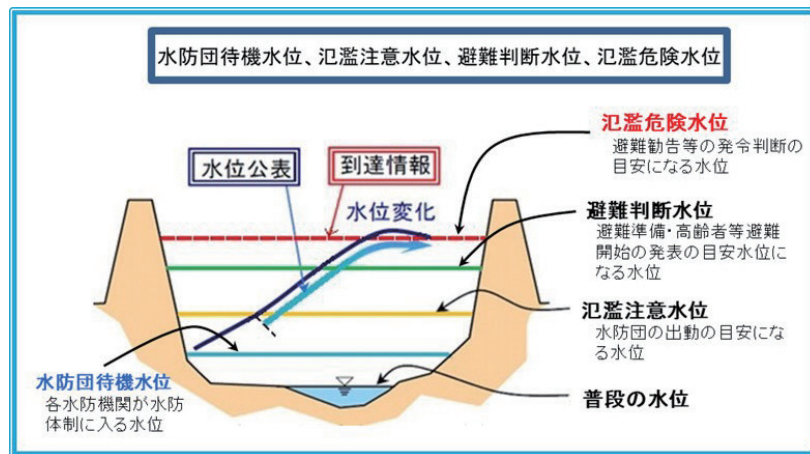
紀の川水系 3 河川 … 紀の川・丹生川・高見川

淀川水系 2 河川 … 宇陀川・芳野川

②伝達経路

水防警報と同様の経路で伝達する。

更に、水防法 13 条の 4 に基づき、県水防本部より市町村へ直接通知される。



第5 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川（洪水予報河川）について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

(1) 発表する情報の種類、発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

第6 輸送

水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに予め輸送業者と輸送について協定しておくものとする。

第7 ダム、井堰、排水門・取水門扉、調整池、ため池等の操作

ダム、井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、並びに調整池、ため池等管理者は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平時から工作物を点検し、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにすると共に、気象警報注意報等が発表されたとき、又は河川が水防団待機水位(通報水位)又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者（市町村長）に通知し、水防管理者は、河川管理者及び農村振興課長（ため池の場合）、その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずること。

この場合、ダム操作規定等の定めのあるときは、併せて所定の措置を講ずること。

第8 決壊の通報並びに決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨所轄土木事務所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

土木事務所は、水防本部、警察署その他必要な箇所に連絡するものとする。

また、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

この場合、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講じ、緊急やむを得ないときは、水防団長又は消防機関の長若しくは土木事務所長において臨時の措置を講ずるものとする。

水防本部は、決壊の通報を受けたときは速やかに県防災統括室へ通知しなければならない。

第9 避難のための立退

- (1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を現地指導班長に速やかに報告し、現地指導班長は水防本部長に報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、経路、収容人員、その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておくこと。

第3.3節 河川・ダム施設応急対策

(県土マネジメント部)

河川やダムの河川管理施設の応急対策として、被災直後の巡視、確認、点検を行い、応急的な対策を講じる。

第1 河川施設

1 応急措置

河川管理者は、災害の発生ただちに河川管理施設等の緊急点検を行い必要な措置を講ずる。

2 応急復旧

応急の措置が完了した場合は、二次災害を防止するために、決壊すると被害が大きい河川の築堤部分や道路と効用を兼ねる堤防などの重要構造物、山地部の土砂や流木等の河道閉塞について巡視を行い必要な応急工事を迅速かつ適正に行う。

第2 ダム施設

1 応急措置

(1) ダム施設に異常が認められた場合の関係機関及び県民への連絡・通報

ダム施設管理者は、災害後の点検等によりダム施設に漏水や変形等、ダムの挙動で異常が認められ、かつ急速に拡大する恐れがある場合には、各ダムの操作規則に基づいて関係機関及び一般住民への連絡、通報を行う。

(2) 貯水位制限等の対策の実施

ダム施設管理者は、災害後の点検等により上記異常が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

(3) その他ダム施設の管理に関する事項の調整

その他ダム施設の管理に関する事項の調整は、関係機関や水利権者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行う。

2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

第34節 土砂災害応急対策

(県土マネジメント部)

災害発生時には、各施設の管理者は応急措置、応急復旧に取り組む。また、被害の拡大や二次災害防止のため、崩壊やその兆候がみられる箇所については、最優先で対応する。

第1 応急措置

1 砂防施設

(1) 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への情報の提供

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、各施設管理者はその被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ情報を提供し注意を促す。

(2) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

2 地すべり防止施設

(1) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への情報の提供

地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は、関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。

(2) 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、各施設管理者は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

(3) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、各施設管理者は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

(4) 被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、各施設管理者は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

3 急傾斜地崩壊防止施設

(1) 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への情報の提供

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりその恐れが生じた場合には、各施設管理者は、危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関へ情報を提供し注意を促す。

(2) 警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大する恐れがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

(3) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、各施設管理者は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

第2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

第3 二次災害の防止活動

県及び市町村は、二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土塊の除去や押さえ盛り土等により不安定斜面等への適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行い、土砂災害危険箇所の点検等の協力要請を行う。

第4 その他（亀の瀬地すべり地区について）

現在、国土交通省近畿地方整備局による地すべり対策工事が進められているが、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所から「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合は、連絡系統により速やかに関係機関に連絡を行い、連絡を受けた機関は必要な対策を講じることとなる。

（「第3章第7節 災害情報の収集・伝達計画」第10参照）

第35節 大規模土砂災害応急対策

(県土マネジメント部)

平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊時の経験を踏まえ、国土交通省と連携を図りながら、大規模土砂災害応急対策を講じる。

第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知

1 大規模崩壊の検知

国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システム等の活用により、紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知し被害拡大の防止に向け、国、県、市町村との間で情報共有に努める。

2 緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の通知・周知

大規模崩壊監視警戒システム等により検知した崩壊が土砂災害防止法に基づく緊急調査の対象となる場合には、国若しくは県が実施主体となり緊急調査を実施する。

緊急調査の結果に基づき作成した土砂災害緊急情報は、関係市町村へ通知するとともに住民へ周知する。

関係市町村では、通知された土砂災害緊急情報に基づき、市町村長が災害対策基本法に基づき住民への避難の指示や警戒区域の設定等を実施する。

第2 緊急工事

1 監視体制

紀伊半島大水害では、緊急調査結果に基づき、決壊や氾濫の恐れが特に高い河道閉塞箇所において、国土交通省が河道閉塞箇所や崩壊地の変状等の状況把握及び通報のため、堤体周辺や上下流域に監視・観測機器を設置し、24時間体制で監視を行った。このように大規模土砂崩壊地の監視体制は国と連携を図りながら、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は、関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。

2 緊急対策工事

紀伊半島大水害では、緊急調査結果に基づき、決壊や氾濫の恐れが特に高い河道閉塞箇所について、地域の安全・安心の確保のため、仮排水路等の緊急対策工事が国土交通省により実施された。このように、大規模土砂崩壊の緊急対策工事は、国と連携を図りながら、被害の拡大防止に重点を置き、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、緊急対策工事として適切な工法により実施する。

第3 紀伊半島大水害で発生した河道閉塞箇所に関する情報提供

紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所のうち、国土交通省（紀伊山系砂防事務所）が対策工事を実施している赤谷（五條市）、栗平地区・長殿地区（十津川村）の3地

区については、河道閉塞箇所の上流に湛水域が残置されている。そのため、国はモニタリングを継続し、県、関係市村への土砂災害緊急情報等を提供する。

■緊急調査着手から警戒区域の解除まで

経過一覧表

月日	赤谷	長殿	栗平	北股	熊野
9	6 緊急調査着手				緊急調査着手
	8 緊急情報1号の通知				緊急情報1号の通知
	13			緊急調査着手	
	15			緊急情報3号の通知	
	16 緊急工事着手				緊急工事着手
	警戒区域設定(五條市・十津川村)			警戒区域設定(野迫川村・田辺市)	
	20				越流確認(台風15号)
	21 越流確認(台風15号)				工事中断(～22日)※降雨
	25 砂防専門家チームによる詳細調査(～27日)				
	26 警戒区域縮小(五條市・十津川村協議会)				
10	27				ポンプ排水開始
	30			緊急工事着手	
	1 1 ポンプ排水開始				
	8	緊急工事着手			
	14 工事中断(～17日)※降雨				工事中断(～15日)※降雨
	16 越流確認(低気圧による降雨)				
11	26			ポンプ排水開始	
	1 1 へり観測調査の縮小(毎日2回→1回)				
	2 警戒区域縮小(五條市・十津川村協議会)				
	10	ポンプ排水開始			
	20 越流確認(低気圧による降雨)				越流確認(低気圧による降雨)
	29				埋戻し完了
12	30			排水完了	
	3 警戒区域解除(田辺市協議会)				
	5 へり観測調査の縮小(毎日1回→週2回)				
	19		ポンプ排水開始		
	20 へり観測調査の縮小(週2回→週1回)				
	23			埋戻し完了	
2	8 警戒区域解除(五條市・十津川村協議会)			警戒区域解除(野迫川村協議会)	

[資料提供：近畿地方整備局]

大規模な土砂災害が急迫 [河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、地滑り等]

緊急調査を実施

河道閉塞・火山噴火に起因する土石流、河道閉塞の湛水（高度な技術を要する土砂災害）については国土交通省、地滑りについては都道府県が実施

緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報を市町村へ通知・一般へ周知

土砂災害緊急情報

市町村長が住民への避難を指示（災害対策基本法第60条）

市町村長が警戒区域（立入禁止）を設定（災害対策基本法第63条）等

土砂災害から国民の生命・身体を保護

法改正による
制定事項

第36節 被災宅地の危険度判定

(地域デザイン推進局)

豪雨により大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

第1 二次災害の軽減・防止対策

1 被災宅地危険度判定の実施

県及び市町村の災害対策本部は、豪雨で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、市町村において被災宅地危険度判定実施本部、県において支援本部を設置し、実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

(1) 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、所轄する県又は市町村職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(2) その他宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県は、県及び市町村職員以外の被災宅地危険度判定士へ要請する。

(3) 近隣府県、国土交通省への支援要請

被災宅地が膨大な数となり、被災宅地危険度判定士の数がさらに不足する場合は、県は、近隣府県へ被災宅地の危険度判定の支援若しくは国土交通省へ支援の調整を要請する。

第37節 山地災害応急対策

(水循環・森林・景観環境部)

台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第1 山地防災ヘルパー

民有林の山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するために、地域に密着した山地災害等の情報収集能力の強化と支援体制の整備を図るために、山地防災ヘルパーを設置することとしている。

山地防災ヘルパーは、治山事業を十分に認識し、地域の森林実態に詳しく、かつ過去の山地災害や災害発生システムについて一定の認識を持ち合わせていると認められる者、又は過去に治山事業に携わった者で、専門的な知識を基に災害の危険性を判断できると認められる者若しくは森林の保全等に関し知識と熱意があると認められる者であり、ボランティア的な性格を有している。

山地防災ヘルパーの活動は、(1) 山地災害の原因となる異常兆候の把握、(2) 台風や地震等の原因による、山地の災害や治山施設の被災状況の把握、(3) 台風や地震等によって山地災害を受けた箇所における、二次災害の防止のための監視活動、としている。

県は、これらの山地防災ヘルパーや市町村と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第38節 ため池災害応急対策

(食と農の振興部)

ため池施設に被害が生じた場合の応急対策について定める。

第1 計画方針

台風や集中豪雨等によりため池が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、被害の状況を早期に調査し実態を把握するとともに、応急対策を実施し、被害の早期回復に努める。

第2 応急対策計画

1 県が実施する対策

- (1) ため池が決壊した場合若しくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに市町村等から位置及び被害状況等を把握するため情報を入手する。
- (2) 応急工事が早急に実施できるよう、市町村及び関係機関を指導し協力する。

2 市町村が実施する対策

- (1) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (2) 危険な場所への立ち入りの禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。
- (3) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (4) 被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

3 関係機関が実施する対策

- (1) 管理団体は、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報する。
- (2) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- (3) 市町村が実施する応急対策について協力する。
- (4) 二次災害の発生を防止するため、ため池堤体の亀裂や漏水量の変化、濁りの有無等について、継続的に点検を実施する。

第39節 火災応急対策

(消防救急課)

県及び市町村等は、実際に火災が発生した際には初期消火活動や消防活動を行うが、県内の消防力をもってしても対処しきれなくなる可能性もあるので、他都道府県からの応援体制の整備も必要である。

第1 出火防止・初期消火

災害発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自衛消防隊等により行われるものであるため、各消防機関は、関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

第2 消防活動

市町村は、消防活動について、被害発生の規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防ぎよう対象と範囲を定め、被害軽減のためにもっとも効率的な消防活動計画を作成し実施する。

- 1 消防職員等の確保
- 2 消防水利の確保
- 3 段階的防ぎよう方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎようする。
- (3) 火災が著しく発生し、最悪の条件下においても避難経路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第3 相互応援協定

個々の市町村・組合の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防ぎようまたは救助等が困難であることが予想されるため、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。

1 県内市町村相互の広域応援体制

- (1) 被災市町村は、自らの消防力では対応しきれない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。
- (2) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、被災地市町村等から他の協定市町村等へ行う。

2 他都道府県からの応援体制

- (1) 市町村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。
- (2) 知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

3 応援受入体制の整備

応援要請をした市町村は、次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

4 他都道府県に対する応援体制

知事は、消防庁長官から応援のため必要な措置を求められたときは、代表消防本部と協議し、直ちに緊急消防援助隊の出動要請を行う。

第40節 林野火災応急対策

(消防救急課、水循環・森林・景観環境部)

林野火災から自然環境と県民の生命財産を守るため、火災の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、林野所有（管理）者、地域住民、消防機関、県、市町村その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たる。

第1 応急対策フロー

- 1 火災の発見・通報・・・火災発見者の義務、地元消防本部の対応
- 2 消火・救出活動・・・消火活動及び延焼阻止活動の実施、孤立者等の救出、現地指揮本部の設置
- 3 避難・誘導・・・森林内の滞在者の退去、地域住民の避難
- 4 広域応援等の要請・・・消防の広域応援、自衛隊の派遣要請

第2 火災の発見・通報

1 火災発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見したものは、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

2 地元消防本部の対応

通報を受けた消防機関は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。

- (1) 地元消防団 消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
- (2) 森林の管理者（森林管理事務所、森林組合等）
森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
- (3) 県 消防防災ヘリコプターの緊急運航
- (4) 地元警察署 消防車両の通行確保のための通行規制
- (5) 地元市町村 地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保
また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶか、もしくはそのおそれがある場合は、速やかに関係消防本部に連絡し、協力を要請する。

第3 消火・救出活動

1 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力

して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(1) 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

(2) 消防水利

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

(3) 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要があれば消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐採により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

2 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれたものを発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

3 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、当該消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たるものとする。

第4 避難・誘導

1 森林内の滞在者の退去

地元市町村・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

2 地域住民の避難

地元市町村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難指示を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

第5 広域応援等の要請

1 消防の広域応援

消火に当たる消防本部の本部長は、当該消防本部単独での対処が困難であると判断される場合には、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

知事は、県内の消防力での対処が困難であると判断される場合には、直ちに総務省消防庁に対し、近畿の他府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

2 消防防災ヘリコプターの広域応援

知事は、林野火災の規模や火勢等から、本県の消防防災ヘリコプターだけでは対処が困難であると判断される場合には、紀伊半島三県災害時相互応援協定及び滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定に基づき、和歌山県、三重県、滋賀県に消防防災ヘリコプターの応援出動を要請する。

3 自衛隊の派遣要請

市町村長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し、人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

第6 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒にあたる。

森林所有（管理）者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

市町村長は、そのための指導を行う。

第4 1 節 原子力災害応急対策

(防災統括室、関係部局)

本県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。

また、近畿大学原子力研究所において万が一事故が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。

第1 原子力発電所事故対策

1 情報の収集及び連絡

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害発生時には、国、福井県、原子力事業者（電力事業者等）等からの正確な情報の収集に努めるとともに、知り得た情報を、防災行政無線等により市町村等へ速やかに伝達する。

2 広報・相談活動の実施

(1) 広報活動の実施

県は、市町村、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、奈良県防災情報システムその他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

市町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を住民に伝達する。

(2) 相談活動の実施

県は、市町村等と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

3 緊急時の環境放射線モニタリングの実施

(1) 環境放射線モニタリング体制の強化

国との連携のもと、環境放射線モニタリングの箇所数及び対象試料の追加など、体制の強化を図り、平時の環境放射線モニタリングの結果と比較し、環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握する。

(2) 環境放射線モニタリング結果の公表

体制の強化によって得た環境放射線モニタリングの結果の情報については、逐次、国、市町村、報道機関等に連絡するとともに、ホームページ等の活用により、住民等に速やかに提供する。

4 その他の対策

国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や応急対策の体制のあり方等について検討していく。

5 県外からの避難者の受入れ

県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、避難所の開設や避難者用住宅の提供等について市町村に協力を求め、可能な限り要請に応じるものとする。

市町村は、県から、または原発立地市町村等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるものとする。

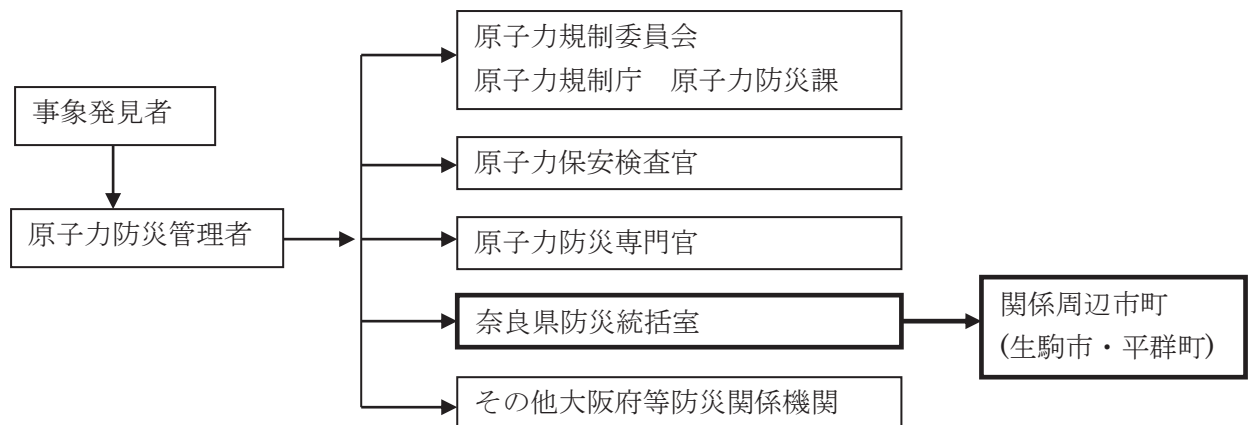
県及び市町村は、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第2 近畿大学原子力研究所の事故への対策

1 情報の収集及び連絡

(1) 連絡体制

近畿大学原子力研究所の原子力防災管理者は、特定事象発生又は発生の通報を受けた場合、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を以下の機関に通報する。



(2) 初動体制の確立

県は、近畿大学原子力研究所からの特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに、被害状況の把握、応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、関係周辺市町など防災関係機関への情報を迅速に伝達するとともに、相互に連絡体制を強化する。

また、県防災統括室は、速やかに大阪府東大阪オフサイトセンター（大阪府東大阪市新上小阪1－3）に職員を派遣する。

2 広報・相談活動の実施

(1) 広報活動の実施

県は、市町村、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等とのべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、奈良県防災情報システムその他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

市町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を住民に伝達する。

(2) 相談活動の実施

県は、市町村等と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

3 緊急時の環境放射線モニタリングの実施

(1) 環境放射線モニタリング体制の強化

国との連携のもと、環境放射線モニタリングの箇所数及び対象試料の追加など、体制の強化を図り、平時の環境放射線モニタリングの結果と比較し、環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握する。

(2) 環境放射線モニタリング結果の公表

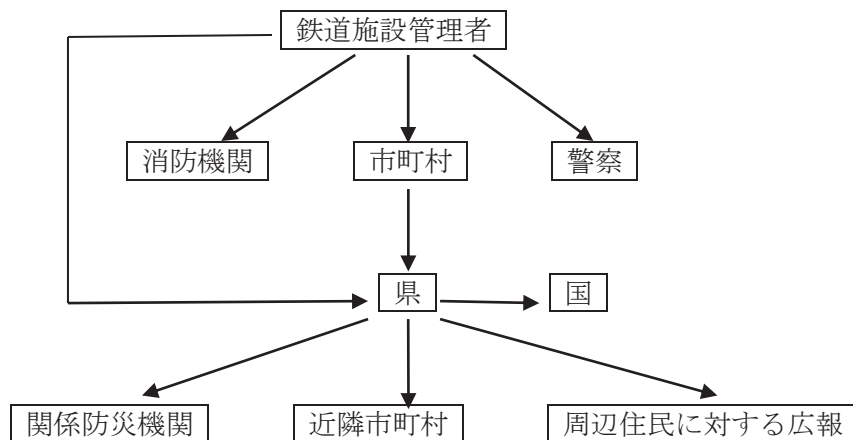
体制の強化によって得た環境放射線モニタリングの結果の情報については、逐次、国、市町村、報道機関等に連絡するとともに、ホームページ等の活用により、住民等に速やかに提供する。

第4 2節 鉄道災害応急対策計画

(防災統括室、鉄道会社)

鉄道会社は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧にあたり安全確保を図るとともに、輸送力の確保に努める。

第1 鉄道災害応急対策に係る情報系統図



第2 西日本旅客鉄道株式会社

1 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故等の発生又は発生の恐れがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

(1) 体制・招集の決定者

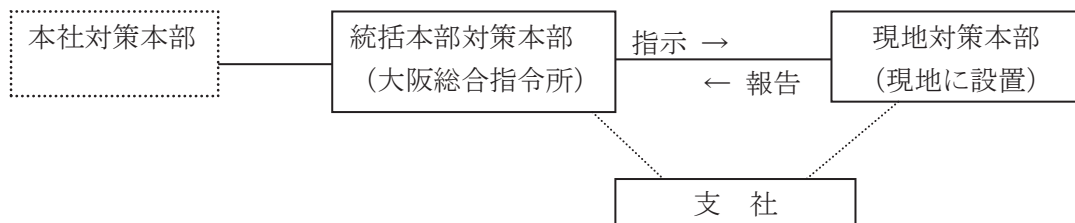
対策本部の体制は、事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。

(2) 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種 別	設 置 標 準	招集範囲
第1種 体 制	○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき	全ての班
	○特に必要と認めたとき	招集可能者の全員

第2種 体 制	○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき ・東海道本線・山陽本線（野洲～網干駅間）、大阪環状線、湖西線、JR東西線、福知山線、関西本線（平城山～JR難波）、片町線（京田辺～京橋駅間）、阪和線、関西空港線 ○必要と認めたとき	必要な班 招集可能者の半数程度
第3種 体 制	○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ・東海道本線、山陽本線（京都～西明石駅間）、大阪環状線において3時間以上の運転見合わせ（見込み） ・その他の複数線区において3時間以上の運転見合わせ（見込み） ・駅間停止列車のお客様救済に3時間以上要する（見込み） ○その他必要と認めたとき	必要な班 必要な人数

（3）統括本部対策本部体制図



（4）支社、駅区所等への体制の伝達と指示

統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じて旅客一斉放送、メール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。

（5）支社、駅区所等の対応

体制の伝達のほか、出動の指示を受けた支社、駅区所等の長は、直ちに関係社員を出動させることとする。なお、出動駅区所等以外の長は必要に応じ要員を確保し、待機させておくこととする。また、第2、3種体制についても、自箇所の体制整備について、統括本部対策本部の指示を受けることとする。

（6）本社、他支社との協力体制

統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。

（7）現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括することとする。

- ① 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先することとする。

※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入るものとする。

- ② 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告することとする。
 - ③ 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。
- (8) 統括本部対策本部への報告及び要請
- ① 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告することとする。
 - ② 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請することとする。
 - ③ 前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所へ指示を行なう。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請することとする。
 - ④ 応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出動人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要と認める事項を統括本部対策本部長に報告することとする。

第3 近畿日本鉄道株式会社

災害が発生した場合には、被害の拡大防止に努め、速やかに被害復旧にあたり旅客の安全確保を図るとともに、輸送力の確保に努める。

1 災害応急対策

(1) 異例事態対策本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」により本社に異例事態対策本部を設置し、必要により現地に現地対策本部を設置して対処する。

(2) 配備態勢及び動員数

「異例事態対応規程」により異例事態の程度に応じた業務担当班を設置して動員する。

(3) 通信連絡体制

- ① 鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。
 - ② 必要に応じて携帯用無線機を所持した係員を災害地に急派し、本部との通信連絡にあたらせる。
 - ③ 必要に応じて各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。
- (4) 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

